

# 平成22年度から国民健康保険税の軽減割合を拡大

国民健康保険税には、低所得世帯を対象に納税の負担を軽減することを目的とした軽減措置があります。これまでは応益割合に基づき6割と4割の軽減措置を行っていましたが、今回の制度改正により、応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減が可能となったことから軽減割合を増やし、さらに対象者（2割軽減）の拡充を行います。

軽減措置は、昨年中の所得を基に判定します。加入者などに所得の申告をしていない方がいる場合は軽減判定できませんので注意してください。

すでに所得税の確定申告、町県民税の申告、勤務先から給与支払報告書の提出など所得申告が済んでいる方は、改めて所得の申告をする必要はありません。

軽減を受けるために申請などの手続きは必要なく、自動的に軽減された額で課税計算されます。

基準となる所得金額	今まで		これから	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
33万円以下の世帯	6割軽減		7割軽減	
33万円 + 24.5万円 × (世帯主以外の被保険者数 + 世帯主以外の特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	4割軽減		5割軽減	
33万円 + 35万円 × (世帯に属する被保険者数 + 世帯に属する特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	軽減措置なし		2割軽減	

特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方。(世帯主の異動があった場合や喪失日から5年を経過すると特定同一世帯所属者ではなくなります)

問い合わせ先 保険課国保係 ☎ (48)1111 (内214・216)

## 税金の話

### 固定資産税 Q & A

土地・家屋の課税でよくある質問を紹介します。

**問** 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのは。

**答** 宅地などについては、評価の均衡を図るため、全国一律に地価公示価格や鑑定評価価格などの七割を目途として評価を行うこととされています。(「七割評価」といいます。) 本来、土地の固定資産税は、評価額を課税標準額として課税するものですが、七割評価により評価額と課税標準額に大きな開きが生じたため、評価額に対して前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるのかという「負担水準」を求め、これにより税額を決定する仕組みとなっています。

具体的には、負担水準の低い土地は、前年度課税標準額にその年度の百分の五を加えることで、毎年税額を引き上げていくこととなります。

負担水準の高い土地は、税額を据え置か、引き下げることになります。地価が下がっているにもかかわらず、土地の税額が上がるのは、この負担水準が低いからです。

**問** 昨年度より税額が急に高くなったのですが。

**答** 次のような場合が考えられます。

住宅の敷地として使用していたが、住宅を取り壊したため、住宅用地の特例措置がなくなり、本来の税額に戻った場合。

新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻った場合。

#### 固定資産税・都市計画税の前納制度

固定資産税・都市計画税を第一期分の納期限四月三十日までに全期分まとめて納付すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。

四月三十日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

納付書は、前納制度が利用できるように、全期分と各納期(第一期、第四期)分をまとめた冊子を送付します。

口座振替利用の方は、四月三十日に登録の口座から振り替えますので、預貯金残高を確認してください。

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎ (48)1111 (内218)